

児童生徒の電子メール利用に関するガイドライン

(目的)

第1条 管理要綱の第6条第1項の規定により、ネットワーク上のトラブルから教育ネットを利用する児童生徒（以下、「児童生徒」という）を加害者や被害者にしないよう、教育ネット上の電子メール（以下、「電子メール」という）の活用における必要な事項を定める。

(情報倫理教育)

第2条 所属長は、第1条の掲げる目的の達成のため、児童生徒に必要な情報倫理教育を行うこととする。

(校内メール)

第3条 送受信が校内に限る電子メール（以下「校内メールアドレス」という。）について、所属長は児童生徒に必要なに応じてメールアドレスを付与できるものとする。その場合、付与した校内メールは、あて先の間違いなどにより校外へ送信できないよう対策を講ずることとする。

(インターネットメール)

第4条 校外へ送信できる電子メール（以下「インターネットメール」という。）については、所属長の管理下においてメールアドレスを付与し活用できるものとする。授業外の児童生徒のインターネットメールの活用については、事前に必要な情報倫理教育講習会等を行った後に許可するものとする。

(児童生徒の電子メールの内容の管理)

第5条 児童生徒にメールアドレスを付与した場合、所属長は教育的配慮のもと校内校外を問わず、適切な情報倫理の指導のため、当該メールの内容について管理するものとする。

(有料又は無料メールサービス)

第6条 教育ネット外のインターネット上の有料又は無料電子メールサービスを児童生徒は利用しないこととする。

附則

このガイドラインは平成14年6月12日から施行する。